いぶりアイヌ･ウポポイ関連製品応援事業要綱

第１　目　的

この要綱は、胆振総合振興局管内事業者によるアイヌ文化振興に寄与する製品やウポポイと連携している製品を広くＰＲすることにより、管内事業者のアイヌ文化の振興とウポポイの認知度向上につながる取組を促進し、もってアイヌ文化やウポポイのPR及び理解促進を図ることを目的とする。

第２　応募基準

この事業の対象となる製品（以下「応援製品」という。）は、次の各号に掲げる要件（以下「応募基準」という。）のいずれにも適合すると認められるものとする。

(1)　胆振総合振興局管内に本社または事業所をおく事業者の製品または胆振総合振興局管内で生産された製品であること。

(2)　アイヌの伝統的文化や技能・技術を活用した製品または、ウポポイのロゴ等を製品やパッケージに取り入れた製品であること。

(3)　アイヌ文化の振興やウポポイのPRに寄与する製品であること。

(4)　ロゴや絵柄等について、権利者・関係者の承諾を得ていること。

(5)　アイヌの伝統的文化や技能・技術を活用した製品については、その活用した伝統的文化や技能・技術が、これまで継承されてきたアイヌの伝統的文化の知見に照らして、誤りでないこと。

(6)　その他法令に違反し、または公序良俗に反するものでないこと。

第３　募集及び申込

１　応援製品の募集は、毎年度、別に期間を定めて行う。

２　応募する者は、１の募集期間内に、申込書（様式第１号）により胆振総合振興局長に申し込まなければならない。

３　申込に要する費用は応募者の負担とする。

第４　応援製品の決定

１　応援製品を決定する際には、本要綱第2に掲げる基準に適合するものであるかを審査するものとする。

２　本要綱第2の（5）に掲げる基準に適合するものであるかを審査する場合には、アイヌの伝統的文化や技能・技術について専門的知見を有する者に審査をさせることができる。

３　審査のために必要がある場合には、当該製品を応募した者に対してヒアリングの実施及び追加資料を求めることができる。

　４　応募した者には、当該製品を応援製品に決定したか否かを通知するものとする。

第５　取下げの届出

第４の４の規定により応援製品に決定した旨の通知を受けた者は、応援製品の販売を終了したとき、当該製品が第２に掲げる応募基準に適合しなくなったとき又は当該製品をこの事業の対象とする意志を失ったときは、速やかに取下届出書（様式第２号）により胆振総合振興局長に届け出なければならない。

第６　応援製品の決定の取消し

１　胆振総合振興局長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、応援製品の決定を取り消すことができる。

(1)　当該製品が第２に定める応募基準に適合しなくなったとき。

(2)　第５の規定による届出があったとき。

(3)　その他胆振総合振興局長が特に必要と認めるとき。

２　１の取消により応募した者に損失が生じたときは、その者がその責めを負う。

第７　応援製品の利用の促進

　胆振総合振興局長は、応援製品の利用が促進されるよう、応援製品に関する適切な情報提供及び普及啓発に努めるものとする。

第８　庶　務

この要綱に関する事務は、胆振総合振興局保健環境部環境生活課において処理する。

第９　その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年7月9日から施行する。

附　則

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。